

## 私道への公共下水道布設の取扱要綱

(平成 28 年 3 月 31 日福水給決裁第 866 号)

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、私道へ公共下水道を布設することにより、私道に面した既存の建築物の排水設備及び水洗便所の普及促進を図ることを目的とする。

### (条 件)

第 2 条 この要綱による私道は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 両端または一端が公道に接続し、有効幅員が原則として 2 メートル以上で、公共下水道を布設するのに支障のないこと。
- (2) 当該私道の土地所有者が、公共下水道の布設を承諾していること。
- (3) 布設する公共下水道を利用し排水する戸数が 2 戸以上であり、その 2 分の 1 以上（2 戸の場合は 2 戸全部）が直ちに排水設備を設置することが明らかであること。  
(1 戸とは、便所と炊事場を備えた建築物をいう。)
- (4) 公共下水道布設に際して、ガス管・水道管等、地下埋設物の移設の必要が生じた場合は、その移設に係る費用は、申請者（次条に規定する「申請者」をいう。）において負担すること。
- (5) 公共下水道布設工事に伴う路面復旧は原形復旧とし、復旧幅は原則として 4 メートルまでとする。

### (申 請)

第 3 条 私道に公共下水道の布設を希望する者（以下「申請者」という。）は、代表者を定め、公共下水道布設申請書（様式第 1 号）に次の各号に定める書類を添付して上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請するものとする。

- (1) 公共下水道布設希望者名簿（様式第 2 号）
- (2) 公共下水道布設承諾書（様式第 3 号）
- (3) 私道平面図及び土地所有者区画図（様式第 4 号）

### (採否の決定)

第 4 条 管理者は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、申請の採否を決定し、その結果を公共下水道布設決定通知書（様式第 5 号）により、申請者の代表に通知するものとする。

### (完成後の措置)

第 5 条 前条の規定により決定され、当該私道に布設された公共下水道の所有権は、福山市に帰属するものとする。

- 2 当該私道の使用期間は公共下水道の存置期間とし、土地使用料は無償とする。
- 3 新たに利用の申出をした者があるときは、私道の所有者及び既利用者は、正当な理由のない限り、公共下水道への接続を拒んではならない。
- 4 私道の所有者及び既利用者は当該私道に布設された公共下水道の維持又は管理の支障になることを行ってはならない。
- 5 当該私道の所有権を他人に譲渡し、又は新たな権利を設定しようとするときは、その譲渡人又は権利を取得する者に対し、福山市が無償で当該私道を使用する権利を承継しなければならない。
- 6 私道の所有者は、当該私道の現況を変更しようとするときは、あらかじめ管理者と協議しなければならない。
- 7 前項の場合、建設時から償還年数を経過していない公共下水道を撤去しようとする者は、それに要する費用を負担し、公共下水道の布設に要した費用の未償還分を福山市へ納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
(処分等に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、廃止前の私道への下水道管布設の取扱要綱（昭和48年3月19日決裁。以下「旧要綱」という。）の規定により市長がした処分その他の行為又は施行日前に旧要綱の規定により市長に対してされた申請その他の行為で、この要綱の規定により管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、この要綱の規定により管理者がした処分その他の行為又は管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 旧要綱の規定により市長に対して届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、この要綱の規定により管理者に対してその手続がされていないものとみなして、この要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。